

○木津川市帯状疱疹ワクチン任意接種費用助成事業実施要綱

令和7年3月27日告示第46号

木津川市帯状疱疹ワクチン任意接種費用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、帯状疱疹ワクチンの接種（以下「任意接種」という。）を希望する者に帯状疱疹ワクチン任意接種費用助成金（以下「助成金」という。）を交付し、経済的な負担を軽減するとともに、帯状疱疹の発症及び重症化を予防し、市民の心身の健康を増進することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、接種日時点で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 50歳以上の者で、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定する帯状疱疹の定期の予防接種の対象者でないもの
- (2) 18歳以上50歳未満の者で、次のアからウまでのいずれかに該当するもの
 - ア 疾病又は治療により免疫不全である者
 - イ 免疫機能が低下した者又は免疫機能が低下する可能性がある者
 - ウ その他医師が接種を必要と認めた者

(助成対象経費)

第3条 助成対象となる経費は、次の各号に掲げるいずれかのワクチンの接種に要した費用とする。

- (1) 乾燥弱毒生水痘ワクチン（以下「生ワクチン」という。）
- (2) 乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（以下「組換えワクチン」という。）

(助成金額及び助成回数)

第4条 助成金の額は、任意接種に要した費用のうち別表に定める自己負担額を超えた金額とし、別表に定める助成回数を上限とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、帯状疱疹ワクチン任意接種費用助成金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 任意接種を行った医療機関が発行する領収書その他任意接種に係る支払額が確認できる書類

類の写し

- (2) 被接種者氏名、接種日、ワクチンの種類等の接種記録が確認できる書類（予診票、予防接種済証等）の写し
(助成金の交付決定)

第6条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付が適当であると認めるときは、帯状疱疹ワクチン任意接種費用助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するとともに、助成金を申請者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、助成金の交付が不適当であると認めるときは、帯状疱疹ワクチン任意接種費用助成金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(健康被害)

第7条 任意接種により健康被害が生じても、市は一切その責任を負わないものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が、虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたと認めたときは、当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

接種費用が、生ワクチンにあっては9,000円、組換えワクチンにあっては22,000円以下の場合

区分	自己負担額（1回当たり）	助成回数
生ワクチン	5,000円	1回
組換えワクチン	12,000円	2回

接種費用が、生ワクチンにあっては9,000円、組換えワクチンにあっては22,000円を超える場合

区分	自己負担額（1回当たり）	助成回数
生ワクチン	5,000円に接種費用9,000円を超えた額を加算した額	1回
組換えワクチン	12,000円に接種費用22,000円を超えた額を加算した額	2回